

地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(勤務条件の明示)</p> <p>第 5 条 再雇用職員等として雇用しようとする者には、その雇用にあたっては、<u>雇用条件通知書 (第 1 号様式)</u> を交付するものとする。</p> <p><u>(1)～(5) 削除</u></p> <p>2 前項で規定する雇用条件通知書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p><u>(1) 労働契約の期間に関する事項</u></p> <p><u>(2) 勤務の場所及び従事すべき業務に関する事項</u></p> <p><u>(3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を 2 組以上に分けて勤務させる場合における勤務時転換に関する事項</u></p> <p><u>(4) 給与 (退職手当を含む。) の決定、計算及び支払の方法、給与の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</u></p> <p><u>(5) 退職に関する事項 (解雇の事由を含む。)</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(勤務条件の明示)</p> <p>第 5 条 再雇用職員等として雇用しようとする者には、その雇用にあたっては、<u>次の各号に掲げる事項を記載した文書</u> を交付するものとする。</p> <p><u>(1) 労働契約の期間に関する事項</u></p> <p><u>(2) 勤務の場所及び従事すべき業務に関する事項</u></p> <p><u>(3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を 2 組以上に分けて勤務させる場合における勤務時転換に関する事項</u></p> <p><u>(4) 給与 (退職手当を含む。) の決定、計算及び支払の方法、給与の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</u></p> <p><u>(5) 退職に関する事項 (解雇の事由を含む。)</u></p> <p>(新規)</p>	<p>【第 5 条】</p> <p>・雇用条件通知書の規定</p>

新	旧	改正理由等																		
<p data-bbox="112 138 1092 180"><u>第1号様式（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）</u></p> <p data-bbox="578 226 831 268" style="text-align: center;"><u>雇用条件通知書</u></p> <table border="1" data-bbox="112 268 1288 1537"> <tr> <td data-bbox="112 268 329 405"></td> <td data-bbox="335 268 1288 405"> <p data-bbox="335 275 1288 302" style="text-align: center;">_____ 殿 _____ 年 月 日</p> <p data-bbox="335 306 1288 336" style="text-align: center;">_____ 事業所名称・所在地 _____</p> <p data-bbox="335 369 1288 399" style="text-align: center;">_____ 使用者職・氏名 _____</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 405 329 436">契約期間</td> <td data-bbox="335 405 1288 436">_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 436 329 510">勤務場所</td> <td data-bbox="335 436 1288 510"> <u>(採用時)</u>  <u>(変更の範囲)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 510 329 583">従事すべき業務の内容</td> <td data-bbox="335 510 1288 583"> <u>(採用時)</u>  <u>(変更の範囲)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 583 329 751">始業、終業の時刻等</td> <td data-bbox="335 583 1288 751"> <u>1 始業及び終業 _____ 時 分から _____ 時 分</u>  <u>2 休憩 _____ 時から _____ 時まで</u>  <u>3 時間外勤務の有無</u>  <u>※ 特別の勤務に従事する職員又は勤務の性質上、1及び2により難しい職員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、別に定める。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 751 329 888">勤務時間を割り振らない日</td> <td data-bbox="335 751 1288 888"> <u>1 週休日 日曜日及び土曜日</u>  <u>2 休日 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日</u>  <u>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</u>  <u>※ 上記により難しい場合は、別に週休日の割り振りを行う。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 888 329 919">休暇</td> <td data-bbox="335 888 1288 919"><u>再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 919 329 1161">賃金</td> <td data-bbox="335 919 1288 1161"> <u>1 給料 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u>  <u>2 賞与 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u>  <u>3 賞与以外の手当等 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u>  <u>4 締切日 毎月末（退職日が属する月は退職日。）</u>  <u>5 給与の支給方法（支給日を含む） 給与に関する規程に基づき支給。</u>  <u>6 昇給 無</u>  <u>7 退職手当 無</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 1161 329 1537">退職に関する事項</td> <td data-bbox="335 1161 1288 1537"> <u>1 雇用期間満了により退職する。</u>  <u>2 自己都合退職をする場合は、速やかに所属長に申し出ること。</u>  <u>3 次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。</u>  <u>(1) 勤務実績が良くないとき。</u>  <u>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u>  <u>(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。</u>  <u>(4) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたとき。</u>  <u>(5) 事業の運営上やむを得ない事情により、事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等が必要なとき。</u>  <u>4 その他、再雇用職員等に関する就業規則第6条第2項に該当するときは解雇となる場合がある。</u> </td> </tr> </table>		<p data-bbox="335 275 1288 302" style="text-align: center;">_____ 殿 _____ 年 月 日</p> <p data-bbox="335 306 1288 336" style="text-align: center;">_____ 事業所名称・所在地 _____</p> <p data-bbox="335 369 1288 399" style="text-align: center;">_____ 使用者職・氏名 _____</p>	契約期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	勤務場所	<u>(採用時)</u> <u>(変更の範囲)</u>	従事すべき業務の内容	<u>(採用時)</u> <u>(変更の範囲)</u>	始業、終業の時刻等	<u>1 始業及び終業 _____ 時 分から _____ 時 分</u> <u>2 休憩 _____ 時から _____ 時まで</u> <u>3 時間外勤務の有無</u> <u>※ 特別の勤務に従事する職員又は勤務の性質上、1及び2により難しい職員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、別に定める。</u>	勤務時間を割り振らない日	<u>1 週休日 日曜日及び土曜日</u> <u>2 休日 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日</u> <u>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</u> <u>※ 上記により難しい場合は、別に週休日の割り振りを行う。</u>	休暇	<u>再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u>	賃金	<u>1 給料 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u> <u>2 賞与 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u> <u>3 賞与以外の手当等 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u> <u>4 締切日 毎月末（退職日が属する月は退職日。）</u> <u>5 給与の支給方法（支給日を含む） 給与に関する規程に基づき支給。</u> <u>6 昇給 無</u> <u>7 退職手当 無</u>	退職に関する事項	<u>1 雇用期間満了により退職する。</u> <u>2 自己都合退職をする場合は、速やかに所属長に申し出ること。</u> <u>3 次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。</u> <u>(1) 勤務実績が良くないとき。</u> <u>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u> <u>(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。</u> <u>(4) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたとき。</u> <u>(5) 事業の運営上やむを得ない事情により、事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等が必要なとき。</u> <u>4 その他、再雇用職員等に関する就業規則第6条第2項に該当するときは解雇となる場合がある。</u>	<p data-bbox="1338 138 1442 180">(新規)</p>	<p data-bbox="2525 138 2813 247">【第1号様式】 ・雇用条件通知書の規定</p>
	<p data-bbox="335 275 1288 302" style="text-align: center;">_____ 殿 _____ 年 月 日</p> <p data-bbox="335 306 1288 336" style="text-align: center;">_____ 事業所名称・所在地 _____</p> <p data-bbox="335 369 1288 399" style="text-align: center;">_____ 使用者職・氏名 _____</p>																			
契約期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日																			
勤務場所	<u>(採用時)</u> <u>(変更の範囲)</u>																			
従事すべき業務の内容	<u>(採用時)</u> <u>(変更の範囲)</u>																			
始業、終業の時刻等	<u>1 始業及び終業 _____ 時 分から _____ 時 分</u> <u>2 休憩 _____ 時から _____ 時まで</u> <u>3 時間外勤務の有無</u> <u>※ 特別の勤務に従事する職員又は勤務の性質上、1及び2により難しい職員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、別に定める。</u>																			
勤務時間を割り振らない日	<u>1 週休日 日曜日及び土曜日</u> <u>2 休日 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日</u> <u>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</u> <u>※ 上記により難しい場合は、別に週休日の割り振りを行う。</u>																			
休暇	<u>再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u>																			
賃金	<u>1 給料 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u> <u>2 賞与 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u> <u>3 賞与以外の手当等 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</u> <u>4 締切日 毎月末（退職日が属する月は退職日。）</u> <u>5 給与の支給方法（支給日を含む） 給与に関する規程に基づき支給。</u> <u>6 昇給 無</u> <u>7 退職手当 無</u>																			
退職に関する事項	<u>1 雇用期間満了により退職する。</u> <u>2 自己都合退職をする場合は、速やかに所属長に申し出ること。</u> <u>3 次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。</u> <u>(1) 勤務実績が良くないとき。</u> <u>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u> <u>(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。</u> <u>(4) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたとき。</u> <u>(5) 事業の運営上やむを得ない事情により、事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等が必要なとき。</u> <u>4 その他、再雇用職員等に関する就業規則第6条第2項に該当するときは解雇となる場合がある。</u>																			

新		旧	改正理由等
その他	<p>1 社会保険の加入 共済年金 健康保険（地方職員共済組合） その他（ ） ※ ただし、雇用条件等により加入できる社会保険が異なります。</p> <p>2 雇用保険の適用 有 ・ 無</p> <p>3 安全衛生 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</p> <p>4 災害補償 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</p> <p>5 休業 再雇用職員等に関する就業規則の規定による。</p> <p>6 適用される就業規則 再雇用職員等に関する就業規則及びこれに附属する規程 ※就業規則等及び事務分担表は、事務局において閲覧できます。</p> <p>7 更新の有無 （ 更新しない ・ 更新する場合がある ）</p> <p>8 更新する場合の判断基準 ①職務遂行能力 ②職場適用能力 ③勤怠 ④健康状態 ⑤法人の経営状況 ⑥担当業務の状況</p> <p>9 更新上限の有無 有（最初の契約開始日（ 年 月 日）が属する年度を含めて 年まで。）</p> <p>10 雇用管理の改善等に関する相談窓口 担当者 ○○副事務局長</p>		